

No.	書類名	頁	項目名	質 問	回 答
1	募集要項	4	4. 業務内容 (4)後続業務	後続業務を行うにあたり、構成員を追加することは可能でしょうか。	計画策定支援事業者と後続業務受託者は同一の者とするを想定としており、原則として、後続業務の契約段階において共同体の構成員を新たに追加することは認められません。 ただし、様式第4号2ページ第16条のとおり、構成員の脱退、除名及び破産又は解散により残存構成員のみでは業務の履行の確保が困難な時は、残存構成員全員及び区の承認を得てから、新たな構成員を共同企業体に参加させることができます。 なお、本プロポーザル期間中においては、参加申込書の提出以降は、構成員の追加は認めません。
2	募集要項	4	4. 業務内容 (4)後続業務 2) 管理・運営業務	事業者に帰責理由がなく、管理・運営計画が適切に策定された場合には、議会の議決は得られるものと考えてよろしいでしょうか。	後続業務の予算や、将来の管理・運営業務を担う指定管理者の指定については、区として議案を提出しますが、議決は区議会としての意思決定であるため、回答いたしかねます。
3	募集要項	4	1. 応募者について	共同企業体の構成員を追加することは認められますでしょうか。また、認められる場合、どの時点まで追加が可能でしょうか。	原則として認められません。ただし、様式第4号2ページ第16条のとおり、構成員の脱退、除名及び破産又は解散により残存構成員のみでは業務の履行の確保が困難な時は、残存構成員全員及び区の承認を得てから、新たな構成員を共同企業体に参加させることができます。 なお、本プロポーザル期間中においては、参加申込書の提出以降は、構成員の追加は認めません。
4	募集要項	4	1. 応募者について	契約締結後に共同企業体の構成員を追加することは可能でしょうか。	原則としてできません。ただし、様式第4号2ページ第16条のとおり、計画策定支援業務委託契約締結後において、構成員の脱退、除名及び破産又は解散により残存構成員のみでは業務の履行の確保が困難な時は、残存構成員全員及び区の承認を得てから、新たな構成員を共同企業体に参加させることができます。
5	募集要項	4	1. 応募者について	参加資格要件審査後に共同企業体の構成員を追加することは可能でしょうか。また、可能な場合は、追加に係る手続き、提出書類及び期限についてご教示ください。	No. 3及びNo. 4の回答をご参照ください。
6	募集要項	5	2. 応募者の参加資格	参加資格の確認は、資格審査(令和8年9月中旬)時点で判断されるとの認識でよろしいでしょうか。	令和8年9月中旬に実施する資格要件審査において、参加申込書に基づき参加資格要件の確認を行います。 なお、資格要件審査を通過した場合においても、資格要件審査実施以降に参加資格を有しなくなった場合は失格となります。
7	募集要項	8	4. 応募手続等 (3)参加申込書の受付 4) 提出書類(参加申込時)	業務実績を証明する書類については、契約書のうち必要事項が記載されている部分のみを抜粋して提出する形でよろしいでしょうか。	必要事項が記載されている部分でも可とします。 なお、該当部分のみ提出する場合でも、御社が受注していることを確認できる部分も含めてください。
8	募集要項	8	4. 応募手続等 (3)参加申込書の受付 4)提出書類(参加申込時)	会計法上の決算報告書とは損益計算書・貸借対照表の他には何をご提出すればよろしいか	損益計算書、貸借対照表のほかにキャッシュフロー計算書をご提出ください。
9	募集要項	12	8. 無効失格	参加資格要件を満たしていないと判断される時点についてご教示ください。(例：参加資格要件審査時、企画提案書受付時、最終結果通知時、三者協定締結時、業務委託契約締結時等)	No.6の回答をご参照ください。
10	募集要項	12	8. 無効失格	共同企業体の構成員の一部が応札までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該構成員を削除(または代替企業の用意)することで応札可能と考えてよろしいでしょうか。	本プロポーザル期間中においては、参加申込書類の提出以降は、構成員の除名(削除)は認めておりません。共同企業体の構成員の一部が参加資格要件を有しなくなったことで、募集要項5ページ2. 応募者の参加資格に記載の内容を満たさなくなった場合はその時点で失格となります。
11	募集要項	12	9. その他	構成員ではない、一部業務の再委託先は参加申込書や各種証明書の提出は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。 なお、契約締結後の再委託手続については、募集要項12ページ9. その他(6) 第三者への業務の委託のとおりです。

No.	書類名	頁	項目名	質 問	回 答
12	募集要項	12	9. その他	構成員ではない、一部業務の再委託先は参加資格要件審査時点では確定できないため、提出不要としていただけますでしょうか。	No. 11の回答をご参照ください。
13	参加申込書作成要領	1	2参加申込書の内容	「参加申込書（様式第3号、様式第46号及び募集要項に定める必要書類を作成し、提出するものとする。用紙の大きさは、A4 判タテ、片面印刷とする。」と記載されているが、元々両面印刷されている書類も全て片面印刷する必要はございますか。	参加申込書作成要領2参加申込書の内容(1)に記載のとおり、A4判タテ、片面印刷としてください。 ただし、書類の原本等で両面印刷されている書類については片面印刷等で再作成する必要はありません。
14	【様式第6号】維持管理又は運営業務の実績	－		関連業務の実績は、参加資格の可否判定として「1件以上の実績有無」の○×のみを判断するものでしょうか。それとも、関連度合いによる段階的評価や、件数による評価、5件の総合的評価等がありますか。	様式第6号は、資格要件審査において募集要項5ページ2. 応募者の参加資格(5)を満たすことを確認するために用います。
15	説明会・現地見学会			説明会・現地見学会にて令和16年以降の維持管理については湯島総合センター管理・運営計画策定支援業務委託者が建物全体の維持管理を担うとお話されていたが、上記の理解でお間違いないか	計画策定支援事業者は、計画策定支援業務及び管理・運営計画のモニタリング業務への取組姿勢や遂行状況等を勘案し、妥当であると認められる場合は、将来的な管理・運営業務を担うことを想定します。(募集要項4ページ4. 業務内容(4)後続業務の内容も参照) 具体的には、統括的なマネジメント業務として、湯島総合センター内に導入する施設間の調整、企画立案及び総合受付業務を担うほか、個別機能としてエントランスホール・オープンスペース、飲食施設及び屋内遊び場・憩いの広場の運営を実施するとともに、全館の維持管理業務を担うことを予定しています。